



2025年3月27日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 下岡 寛
問合せ先 経理部長 山口 和也
(TEL. 03-6458-6913)

特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ

当社は、2025年3月26日に、株式会社東京証券取引所より2025年3月27日から特別注意銘柄に指定されること及び上場契約違約金の徴求を受ける旨の通知を受けましたので、下記の通りにお知らせいたします。

記

1. 特別注意銘柄指定及び上場契約違約金徴求の理由
株式会社東京証券取引所から以下の指摘を受けております。

株式会社エルアイイーエイチ（以下「同社」という。）は、取締役会の承認などの適切な手続きを経ない自身の役員報酬の増額や個人口座等への金銭送金などの前代表取締役社長による不適切な行為があったことに関して、2024年11月18日、同社取締役会の諮問機関として設置した外部専門家により構成されるガバナンス委員会の調査結果を開示しました。

これにより、前代表取締役社長のコンプライアンス意識の著しい欠如により不適切な行為が行われ、同社の内部統制が実質的に無効化されていたことが判明しました。

これらの背景として、同社では主に以下の点が認められました。

- ・ 前代表取締役社長は、取締役会から各取締役の報酬等の決定に関する一任を受けていなかったにもかかわらず、自身の役員報酬について多額の増額の指示を行い、実際に支払いを受け取っていたことや、取締役会の承認を得ずに、会社口座から自身の個人口座に送金していたなど、複数の不適切な行為を行っており、経営者としてのコンプライアンス意識が著しく欠如していたこと。また、自身の方針に反対する役員に対して罵倒、暴言を行うなどのパワーハラスメントを行いながら、これらの不適切な行為に関する命令を行うなど、経営者による内部統制の無効化を生じさせていたこと
- ・ 前代表取締役社長による不適切な行為が行われた当時、取締役経理部長の職などにあった現代表取締役社長は、不適切な行為やそれに関する命令について、取締役会や監査等委員会に報告することなく実行していたなど、前代表取締役社長に対する適切なけん制・監視機能を発揮せず、その不適切な行為を放置・追認しており、コンプライアンス意識が欠如していたこと
- ・ 取締役会では、事業投資や新規事業の開始などの案件について、取締役会決議が必要であるにもかかわらず、実際に決議を行っておらず、また、こうした実際に決議を行っていない案件について、事後的に臨時取締役会決議を行ったものとするために取締役会議事録を作成していたなど、取締役会の機能が形骸化していたこと。また、前代表取締役社長以外の各取締役も、こうした取締役会の実態について特段の是正・改善を求めることなく放置しており、各取締役が適切な機能を十分に発揮して

いなかったこと

- ・ 監査等委員会は、前代表取締役社長による不適切な行為や内部統制の無効化などを是正できず、取締役や取締役会の業務執行の適正の確保に向けた監査機能を十分に発揮していなかったこと。また、内部監査についても、内部監査室に営業要員が形式的に配属されているのみで実際の業務を行っていないほか、監査等委員によって形式的な内部監査計画の策定や内部統制報告への対応を行っていたなど、内部監査体制が十分に整備されておらず、その機能が発揮されていなかったこと
- ・ 同社は、前代表取締役社長を含む当時の経営陣のコンプライアンス意識の欠如などを主たる原因・背景事情とする過年度の決算訂正を行い、過去2回にわたって当取引所より改善報告書の徴求措置を受けているにもかかわらず、当該措置に関する根本原因が解消されることのないまま、前代表取締役社長による内部統制の無効化により本件の一連の不適切な行為が発生し、長期間にわたって取締役会などが適切に機能せず、内部管理体制について極めて重大な不備が生じたものであること

以上を総合的に勘案すると、同社では、業務の適正を確保するために必要な体制が適切に構築・運用されておらず、企業行動規範の遵守すべき事項（業務の適正を確保するために必要な体制整備）の規定に違反したと認められ、かつ、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特別注意銘柄に指定することとします。

また、本件は、上述のとおり、前代表取締役社長による内部統制の無効化により不適切な行為が発生し、取締役会などが適切な機能を果たさなかった結果、長期間にわたって内部管理体制に極めて重大な不備が生じたものであり、市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることとします。

2. 特別注意銘柄指定日

2025年3月27日（木）

3. 特別注意銘柄指定期間

2025年3月27日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、指定から1年経過後の審査において、内部管理体制等が適切に整備されていると認められるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限り）には、特別注意銘柄の指定を継続し、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日以降の審査までに、内部管理体制等の運用状況の改善を求められ、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合にはその指定が解除されます。一方で、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合には上場廃止となります。なお、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認めるものの、経過観察の対象銘柄に該当する場合には、最長3事業年度、指定が継続され、その間同審査が行われます。

4. 上場契約違約金について

当社は、株式会社東京証券取引所より、上場契約違約金として1,440万円の支払いを求められています。

5. 今後の対応

株主・投資家・関係者の皆様に多大なるご迷惑・ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社はガバナンス及び内部管理体制の強化を柱とした再発防止策を策定しております。具体的には、

以下の再発防止策を検討しております。

- ①経営体制の見直し（役員体制の見直し含む）
- ②ガバナンス委員会の継続
- ③前代表取締役に対する責任追及
- ④役員選任基準、役員選任プロセスの見直し
- ⑤決裁権限の見直し
- ⑥全社的なコンプライアンス意識醸成の取り組み
- ⑦外部通報制度の見直し

今後は特別注意銘柄指定の解除に向け、全社一丸となって信頼回復に努めてまいります。

以上